

上関町奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住促進、及び地域の人材不足の解消を図るために実施する上関町移住・定住支援事業のうち、本町の未来を担う若者の定住を促進するため、大学等に進学し、在学中に奨学金の貸与を受けていた者を対象とした上関町奨学金返還支援補助金を交付することに関し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程を置くものに限る。）その他これらに準ずる教育施設として町長が認めるものをいう。

(2) 奨学金

独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、その他町長が認めるものをいう。

(3) 町税等

本町において賦課された町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(対象者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、大学等を卒業または修了し、以降に町内に居住した者のうち次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 申請があった日の翌日から起算して5年以上継続して本町に居住する意思があること。

(2) 毎年10月1日を基準日とし、町内に住所を有する者。

(3) 大学等を卒業した者であって、当該大学等に在学している期間中に奨学金の貸与を受けた者。

(4) 奨学金の返還金の滞納がないこと。

(5) 町税等を滞納していないこと。

(6) 貸与された奨学金の返還について他の制度による助成又は補助を受けていないこと。

(7) 上関町暴力団排除条例（平成23年上関町条例第13号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。

2 前項の規定に関わらず、地方公務員、地方自治体の行政機関職員、医師である者は除く。

(交付金額)

第4条 補助金の額は、補助金を申請する年度中に返還すべき奨学金を返還した額及び予定額とし、上限額は毎年20万円とする。

- 2 複数の大学等において奨学金の貸与を受けている場合の補助金額は、卒業又は修了した大学等ごとに算出した額を合計した額とする。
- 3 補助金額には奨学金の返還に係る利子相当額は含めないものとする。

(補助金の申請期間)

第5条 補助金の交付対象者は、当該者が最初に補助金を受けた年度から起算して5年度目までの間、毎年度補助金の交付を申請することができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年11月1日から同年12月15日までの期間に、上関町奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第1号)により、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、次に掲げる資料を添付しなければならない。
 - (1) 卒業証明書(ただし、2年度目以降の申請においては省略することができる。)
 - (2) 奨学金借入額が証明できるもの(ただし、2年度目以降の申請においては省略することができる。)
 - (3) 住民票の写し
 - (4) 町税の完納証明書
 - (5) 返還開始から申請日まで奨学金を遅滞なく返済していることが確認できる通帳の写し等
 - (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付または不交付とすることが適正と認めるときは、上関町奨学金返還支援補助金(不交付)決定兼確定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による通知に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第8条 申請者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに上関町奨学金返還支援補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(是正のための措置)

第9条 町長は、本事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(給付金の交付決定の取消及び返還命令)

第10条 町長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、上関町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知兼返還請求書(様式第4号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

- (1) 虚偽の申請であることや補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

申請日 年 月 日

上関町長 様

上関町奨学金返還支援補助金交付申請書

上関町奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者欄

(フリガナ) 氏 名		電話番号	() -
		携帯番号	- -
住 所	〒	E-mail	
		生年月日	年 月 日 (歳)

奨学金	名 称	<input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金 <input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金 <input type="checkbox"/> その他 ()
	総借入額	円
補助金申請回数	<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回 <input type="checkbox"/> 第4回 <input type="checkbox"/> 第5回	

2 確認事項（該当するものに☑を記入してください。）

※各項目のうちいずれかに該当がない場合は、支給対象となりません。

1. 上関町に居住していること	
2. 申請があった日の翌日から起算して5年以上継続して本町に居住する意思があること	<input type="checkbox"/>
3. 毎年10月1日を基準日とし、町内に住所を有する者	<input type="checkbox"/>
4. 大学等を卒業した者であって、当該大学等に在学している期間中に奨学金の貸与を受けた者	<input type="checkbox"/>
5. 奨学金の返還金の滞納がないこと	<input type="checkbox"/>
6. 町税等を滞納していないこと	<input type="checkbox"/>
7. 貸与された奨学金の返還について他の制度による助成又は補助を受けていないこと	<input type="checkbox"/>
8. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	<input type="checkbox"/>
9. 地方公務員、地方自治体の行政機関職員、医師でない者	<input type="checkbox"/>

(裏面に続く)

3 添付資料

<input type="checkbox"/>	①卒業証明書（2年度目以降の申請においては省略可）
<input type="checkbox"/>	②奨学金借入額が証明できるもの（2年度目以降の申請においては省略可）
<input type="checkbox"/>	③住民票の写し
<input type="checkbox"/>	④町税の完納証明書
<input type="checkbox"/>	⑤返還開始から申請日まで奨学金を遅滞なく返済していることが確認できる通帳の写し等

4 誓約

私は、本申請の内容に相違ないことを誓約します。この誓約が虚偽であった場合は、補助金を返還し、この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

署名

様

上関町長

⑩

上関町奨学金返還支援補助金交付(不交付)決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった上関町奨学金返還支援補助金については、次のとおり交付（不交付）することに決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金の可否

交付決定

・ 不交付決定

(理由 :

)

2 補助金交付額

金 _____ 円

年 月 日

上関町長 様

申請者	郵便番号	〒 ー
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	() ー

上関町奨学金返還支援補助金交付請求書

年 月 日付け上企第 号で交付決定のあった上関町奨学金返還支援補助金について、次のとおり請求します。

請求額	円	
振込先	金融機関名	
	支 店 名	
	フリガナ	
	口座名義人	
	口座の種類	当座 普通 その他 ()
	口 座 番 号	

様

上関町長



上関町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知兼返還請求書

年 月 日付けで申請のあった上関町奨学金返還支援補助金については、次の理由により交付決定の全部・一部を取り消したので通知します。

取消理由	
交付決定額	円
交付取消額	<input type="checkbox"/> 交付決定額の全部 <input type="checkbox"/> 交付決定額の一部 円
返還請求額	円
返還期日	年 月 日
返還方法	添付の納入通知書による